



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出・5件(村づくり計画課)..... 1
- 県営土地改良事業に係る換地処分(村づくり計画課)..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し(技術・建設業課)..... 2
- 開発行為に関する工事の完了・5件(中部土木事務所)..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・6件(南部土木事務所)..... 5

### その他

- 行政書士試験の実施..... 6

## 告 示

### 沖縄県告示第299号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり安幸地土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 7月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
大城勝泰	恩納村字仲泊194番地 2
喜納忠昭	恩納村字仲泊104番地
浜元清信	恩納村字仲泊592番地 2

### 沖縄県告示第300号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり石垣市荒川土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 7月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
来間正雄	石垣市字川平1215番地 8

### 沖縄県告示第301号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり石垣市轟川土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 7月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
前盛成堅	石垣市字白保53番地

**沖繩県告示第302号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり石垣土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 7月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
町田宗成	石垣市字新川2452番地 5
喜舎場努	石垣市字石垣87番地

**沖繩県告示第303号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり平得田原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 7月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
田本浩	石垣市字平得252番地
浦本昇	石垣市字平得326番地
田盛詮利	石垣市字平得203番地

**沖繩県告示第304号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市長南地区県営農地整備事業に係る換地処分をした。

平成30年 7月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年 7月10日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年 6月15日
- (2) 商号名 ヤマイチ株式会社
- (3) 代表者名 富山麗子
- (4) 所在地 うるま市字上江洲44番地 1
- (5) 許可番号 沖繩県知事 許可（般-26）第11563号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成30年6月15日
- (2) 商号名 株式会社鏡原組
- (3) 代表者名 新里英正
- (4) 所在地 那覇市鏡原町27番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第413号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうちガラス工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月15日付けで、建設業法第12条に基づきガラス工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成30年6月15日
- (2) 商号名 有限会社東部水道工事社
- (3) 代表者名 仲宗根信義
- (4) 所在地 沖縄市大里一丁目11番37号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第2171号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月31日付けで、建設業法第12条に基づき機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年6月15日
- (2) 商号名 ダイセイ建設株式会社
- (3) 代表者名 内山香子
- (4) 所在地 恩納村字恩納6349番地6
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第12989号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年6月15日
- (2) 商号名 有限会社沖建工房
- (3) 代表者名 下地福利
- (4) 所在地 沖縄市山里三丁目1番21号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11080号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月5日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年6月15日
- (2) 商号名 有限会社野嵩土木
- (3) 代表者名 桃原漠
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩一丁目30番5号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25)第5171号、沖縄県知事 許可(般-25)第5171号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年6月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月1日 沖縄県指令中土第2554号、平成29年10月18日 沖縄県指令中土第2750号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊泊原139番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市前田二丁目7番7-203号ハイライズシマ 大城清典
- 5 検査済証番号 平成30年5月21日 C第361号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月10日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月11日 沖縄県指令中土第2725号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊前原416番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字泊27番地 榮野比克彦
- 5 検査済証番号 平成30年5月21日 C第362号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月29日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月13日 沖縄県指令中土第1000号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊集下原111番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市安波茶三丁目5番15-201号ソル・パラシオ 新垣一馬
- 5 検査済証番号 平成30年5月30日 C第363号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月22日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月27日 沖縄県指令中土第2757号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原856番23、856番24及び856番25
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字添石421番地1 渡慶次圭
- 5 検査済証番号 平成30年6月4日 C第364号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月26日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月1日 沖縄県指令中土第1830号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜下原130番1及び130番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字津覇512番地コーポゴヤ201号 謝名堂満
- 5 検査済証番号 平成30年6月6日 C第365号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月23日 沖縄県指令南土第1683号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字糸洲前原16番8及び17番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北海道紋別郡興部町字興部610番地 佐藤寿之
- 5 検査済証番号 平成30年5月21日 N第860号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月16日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月19日 沖縄県指令南土第1592号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城後原190番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川212番地5 オアシスアンシー204 眞栄城美穂
- 5 検査済証番号 平成30年5月22日 N第861号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月26日 沖縄県指令南土第755号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名大名原184番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1560番地2 コーポラス金城2 3-2 島袋宗和
- 5 検査済証番号 平成30年5月28日 N第862号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月27日 沖縄県指令南土第279号、平成30年5月28日 沖縄県指令南土第628号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根浜原1559番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇174番地 伊佐隆伺、豊見城市字我那覇174番地 伊佐文
- 5 検査済証番号 平成30年5月28日 N第863号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月5日 沖縄県指令南土第577号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字保栄茂保栄茂原138番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高嶺364番地1 コモンズ栄C-2 松堂弘樹
- 5 検査済証番号 平成30年5月30日 N第864号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年7月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月19日 沖縄県指令南土第730号、平成30年5月22日 沖縄県指令南土第620号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原36番7及び36番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平611番地の2 リバーサイド・キャッスル306号 照屋俊介、糸満市字潮平611番地の2 リバーサイド・キャッスル306号 照屋実花
- 5 検査済証番号 平成30年6月7日 N第865号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月23日

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成30年11月11日（日曜日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 沖縄大学 那覇市字国場555番地
- 3 試験の科目及び方法
  - (1) 試験の科目
    - ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
    - イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保

護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 平成30年7月30日（月曜日）から同年8月31日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地 (宮古合同庁舎)	0980-72-2551	
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法

ア 配布期間 平成30年7月30日（月曜日）から同年8月24日（金曜日）まで

なお、配布の請求は、平成30年7月9日（月曜日）から同年8月24日（金曜日）（必着）まで受け付ける。

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角型2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験申込み手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成30年7月30日（月曜日）から同年8月31日（金曜日）まで。同日までの消印があるものを受け付ける。

イ 申込み方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。

ウ 提出書類

(ア) 受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(イ) 6の特例措置の実施を希望する場合は、行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

(ア) 受付期間は、平成30年7月30日（月曜日）午前9時から同年8月28日（火曜日）午後5時までとする。

(イ) インターネットによる受験申込みは、平成30年8月28日（火曜日）午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくな

ることに注意すること。

- (ウ) 受付最終日（平成30年8月28日（火曜日））は非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って早めに申し込むこと。
- (エ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。
- (オ) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

#### イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むものとする。
- (イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。
- (ウ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとする。

#### (3) 受験手数料

- ア 受験手数料は、7,000円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。
- イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
- ウ 払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

#### (4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03-3263-7700）

#### 6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいがある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込み等、受験に際して必要な措置を希望するものには、障がい等の状況により希望される措置を行うことがある。
- (2) 申出の時期や障がいの内容等によっては、希望に沿えない場合もある。
- (3) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

#### 7 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時 平成31年1月30日（水曜日）午前9時
- (2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--